

No	質問	回答
1	自主事業の実施可能な時間帯を教えてください。	別紙「自主事業の実施可能な時間帯」を参照下さい。
2	自主事業を行う場合の市との別途協議は、どのタイミングでどのような手続きが必要でしょうか。	自主事業を行う場合、事業者決定通知後、速やかに申し出て下さい。応募提案資料をもとに（必要に応じて追加資料等を求める場合があります）協議する予定です。
3	利用児童の出席人数が少ない時に、民設放課後児童クラブに在籍していない児童を参加させる形で自主事業を行うことは可能でしょうか？部屋に入る導線については学童スペース部分を通らず、外部から直接に入室することができます。	開所時間中に、補助金で整備した部屋で自主事業を行うことはできず、また、民設放課後児童クラブ利用児童以外の児童が入室することはできません。 自主事業は、開所時間外に補助金で整備した部屋で実施していただくか、開所時間中に補助金で整備していない別の部屋で実施（民設出席児童の参加は可能）していただくことになります。
4	事業者が送迎するのはいつか。	別紙「送迎者一覧」を参照下さい。
5	校区外からの送迎は車が想定されますが、自家用車による送迎は認められるでしょうか。	車による送迎については、小学校下校時の児童の安全確保のために、学校や近隣住民との事前の調整が必要となります。なお、場合によっては道路運送法における許可等が必要となる場合が考えられますので、国土交通省近畿運輸局にご相談下さい。 （参考）国土交通省「自家用有償旅客運送に係る通達について」 https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk3_000044.html
6	「開設準備補助事業（Ⅰ）（補助基準額1260万円）」や「開設準備補助事業（Ⅱ）（補助基準額1200万円）」は備品購入費に全て充ててよいか。	「開設準備補助事業（Ⅰ）」や「開設準備補助事業（Ⅱ）」中の備品購入費は、「開設準備補助事業（Ⅴ）（補助基準額100万円）」を目安としてください。この目安を超過した施設整備事業計画書の提出を妨げることはありませんが、この目安を大幅に超過している場合や提案内容との関連性に疑義がある場合、補助対象として認められない場合があります。
7	賃貸借契約は応募時に契約締結する必要は無いのか。	建物が長期使用が可能であることを証する書類（賃貸借契約書の写しもしくは賃借が確実に見込まれることを証明する確約書等）の提出が必要です。 なお、応募受付期間に提出できない場合、補助対象候補施設選定通知日から30日以内に提出する必要があります。
8	募集要項P.13の「10 補助金」（3）Aイの施設改修、備品購入補助等における注意事項（ア）で、「補助金交付決定前に契約又は実施している施設の改修や、備品の購入費用、修繕費用等については、補助の対象とはならない。」とありますが、これによると、賃貸借契約を補助金交付決定前に締結すると賃借料にかかる補助金が出ないということか。	「開設準備補助事業（Ⅰ）」「開設準備補助事業（Ⅳ）」では、放課後児童健全育成事業を新たに実施するために必要となる建物改修費（Ⅳでは設備整備費）・備品等購入費に加え、開所準備経費として、開所前月分の賃借料・礼金を補助申請することができます（実際に支給される補助金は補助基準額を上限とします）。 施設改修費や備品購入費と違い、開所前月分の賃借料・礼金については補助金交付決定前に賃貸借契約を締結した場合であっても補助対象となりますが、応募受付開始前（令和5年8月20日以前）に締結した賃貸借契約時に支払った礼金は補助対象となりません。
9	募集地域外に民設放課後児童クラブを設置することはできるか。	募集地域外に設置することはできません。 募集地域は当該小学校区の育成センターの待機児童の現状や今後の推計等を勘案したうえで決めておりますので、募集地域の小学校区内での設置のご提案をお待ちしています（ただし、当該設置施設において小学校区外の児童の受入にかかる制限はありません）。
10	募集地域の小学校区の具体的な該当町名は。	西宮市ホームページをご参照ください。 （参考）令和5年度 小・中・義務教育学校 学校区（校名別） https://www.nishi.or.jp/kosodate/kyoiku/gakkokyoiku/tsugakukui/r5komeibetsu.html
11	応募書類交付申請書内の「5 応募予定の小学校区」について、申請書提出時に記載した応募予定の小学校区と異なる校区で応募書類を提出することは可能か。	可能です。応募書類交付申請書では、あくまでも応募予定の地域を記載いただいておりますので、何らかの事情により記載時と異なる小学校区で応募することは差し支えありません。

12	株式会社は応募できるか。	募集要項P.4記載の応募資格をすべて満たす法人（株式会社含む）が応募できます。
13	2階に設置してもいいか。 また面積の制限はあるか。	設置場所については、周辺住民の理解の元で施設整備が可能であれば、差し支えありません。 面積については、静養室、流し台、手洗い場等とは別に児童1人につき1.65㎡以上ある保育室を設ける必要があります。 その他にも設置等に関する条件がありますので、詳細については募集要項P.8「8 民設放課後児童クラブ施設の設置等に関する条件」を必ずご確認ください。
14	募集地域の小学校区以外の場所に民設放課後児童クラブを設置することはできるか。	できません。設置場所は募集地域の小学校区内に限ります。
15	募集地域にテナントビルがない場合は、どうすればいいか。	テナントビル以外でも応募可能です。例えば近隣対策をしっかりと行った上で民家等での整備も考えられます。
16	宿題でわからないところは解説してよいか。	宿題・自習等については、厚生労働省の『放課後児童クラブ運営指針解説書』にて「放課後児童クラブの生活の中では、学校から出された宿題、自習等の学習活動ができる環境を整えることが必要です。宿題については、保護者の考えを聞き、保護者と放課後児童支援員等が共通の理解を持った上で、子供が自主的に取り組めるようにすることが求められます。」と記載がありますので、その点をご留意の上、ご検討ください。 なお放課後児童健全育成事業外として対応される場合は、募集要項P.9「9 民設放課後児童クラブの運営に関する条件」（6）自主事業（通常保育以外の市規定外の事業）をご確認ください。
17	収支モデルや決算書などが開示されているか。また概算でも標準的な収支モデルを示すことはできるか。	収支モデルや決算書をお示しすることはできません。 募集要項P.12の補助金の項目にて補助基準額を示しておりますので、ご参照ください。
18	40名規模を適正に運営するための標準的な職員体制について教えてほしい。	募集要項P.9「9 民設放課後児童クラブの運営に関する条件」に記載の基準を満たす職員配置をお願いします。 職員体制については、今回の事業者募集における提案内容の1つですので、ご検討いただきますようお願いいたします。
19	自主事業を開所時間内に実施する場合は「保育室以外」との記載があるが、これは例えば近隣の別施設に異動しての実施などは認められるか。	お見込のとおりです。

送迎者一覧

	授業日			休業日		
	登所	降所		登所	降所	
児童居住地	学校から	～17:00	～19:00	自宅から	～17:00	～19:00
校区内	児童	児童	保護者	児童	児童	保護者
校区外	事業者(※1)	保護者(※2)	保護者	保護者(※2)	保護者(※2)	保護者

※1 必ず事業者送迎してください。自主登所は不可です。

※2 保護者の責任のもと、登降所の安全確保について保護者・児童・運営事業者で話し合った上で、保護者から誓約書等を徴取した場合、自主登降所は可能です。

※ 保護者送迎を事業者による自主事業として実施することは可能です。（補助対象外）

自主事業の実施可能な時間帯

実施場所	授業日			休業日			
	放課後～ 17:00	17:00～ 19:00	19:00～	～8:00	8:00～ 17:00	17:00～ 19:00	19:00～
補助対象エリア	×	×	○	○	×	× (※)	○
補助対象エリア外	○	○	○	○	○	○	○

※土曜日は延長保育不実施のため○